

久喜市合併10周年記念映像作製等業務委託者選定に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

久喜市合併10周年記念映像作製等業務の内容及び同業務に係る公募型プロポーザル(以下「本プロポーザル」という。)に関する各種手続、要件及び審査等の内容について、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の目的

久喜市の合併10周年を記念し、久喜市が誕生してから10年間の主な出来事や風景の移り変わり、地域の歴史など、そして現在の久喜市の姿を紹介する映像を作製し、市内外に広く公開することで、さらなる久喜市の認知度向上と市民の郷土愛の醸成を図ることを目的とする。

3 業務の概要

- (1) 業務名 久喜市合併10周年記念映像作製等業務
- (2) 仕様 別紙「久喜市合併10周年記念映像作製等業務委託仕様書」
のとおり
- (3) 履行期間 契約日から令和2年1月31日(金)まで
- (4) 委託上限額 2,200,000円(税込)

※ この金額は契約時の予定価格を示すものではありません。

4 委託者選定方法

企画提案書等による公募型プロポーザル方式

5 本プロポーザルの参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 久喜市の入札参加資格において指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと。(更生手続開始の決定を受けた者を除く。)
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。(再生手続開始の決定を受けた者を除く。)
- (5) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行っていない者であること。

- (6) 国税及び地方税に未納が無いこと。
- (7) 過去5年以内に同種の業務又は類似の業務の作製実績を有していること。
 - ※同種の業務:シティプロモーションに関する映像作製に関する業務
 - 類似の業務:国・地方公共団体(これらに準じる組織を含む。)から受託した映像作製に関する業務
- (8) 受託前後を問わず、久喜市と緊密な連絡調整が可能であること。
- (9) 久喜市内(主に菖蒲総合支所)において行う打ち合わせ等に出席できること。
 - ※主に久喜市での打合せとなるが、現地取材等の打ち合わせを行う場合がある。
- (10) 電子メールでの情報の交換ができること。

6 説明会の開催

本プロポーザルに関する説明会は行わない。

7 参加申込手続方法等

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次に掲げる書類(以下「参加申込書等」という。)を提出しなければならない。なお、期限までに参加申込書等を提出しない者は、本プロポーザルに参加することができない。

ア 久喜市合併10周年記念映像作製等業務に係るプロポーザル参加申込書(様式1)・・・正本1部・副本8部

イ 会社概要及び会社概要パンフレット、それに準ずるもの・・・9部

ウ 業務経歴書(様式2)・・・9部

エ 業務実施体制(様式3)・・・9部

オ 配置予定者調書(様式4-1、4-2)・・・9部

カ 久喜市合併10周年記念映像作製等業務に係る誓約書(様式5)・・・1部

キ その他参加資格を証する書類(別紙5にて記載)・・・1部

ク 過去に受託したPRビデオの完成品・・・1式(1種類以上、3種類以内、DVDでの提出のこと。なお、YouTubeで公開している場合は、アドレスの提示でも可)

※提出書類は、各1部ずつをまとめてファイルに綴じて提出すること。

※令和元年度久喜市PRビデオ作製等業務委託者選定に係る公募型プロポーザルに参加する場合、ア及びカを除く書類については、兼ねることができる。

※イ、ウ、エ、オについては、平成31年4月1日現在とする。

※キについては、令和元年5月15日現在、久喜市の物品等入札参加資格者名簿に登載されている場合は、省略することができる。

※クについては、完成品ごとにまとめて提出すること。

- (2) 提出期限 令和元年 6 月 17 日(月)必着
- (3) 提出方法 郵送又は持参すること。(電子メール、FAX は不可)
- (4) 提出先 久喜市環境経済部久喜ブランド推進課
〒346-0192 埼玉県久喜市菖蒲町新堀 38
TEL 0480-85-1111
FAX 0480-85-7544
担当 久喜ブランド推進係 染谷、福田
- (5) 提出書類に基づき応募事業者の参加資格を審査し、当該審査の完了後、令和元年 6 月 20 日(木)までに応募事業者全員に対して審査結果を書面(普通郵便)及び電子メールにて通知する。なお、参加資格を満たさないと判断された事業者は、その理由について、令和元年 6 月 20 日(木)までに書面(様式自由)にて説明を求めることができる。

8 企画提案書等の提出方法等

(1) 提出書類

7の(5)に基づき参加資格を満たす旨の通知を受けた事業者は、別紙「久喜市合併10周年記念映像作製等業務委託仕様書」により、下記ア及びイ(以下「企画提案書等」という。)を作成し提出するものとする。

ア 企画提案書(A4 版様式任意)・・・各 9 部

※1 企画提案書には、企画コンセプト、全体の構成案など、具体的な提案を明記するほか、イメージ図を多用するなど、必要に応じて資料を添付すること。

※2 希望者には、企画提案書の作成にあたり、久喜市の所有する資料を提供するので、当該提供資料の中から、写真等の引用をしても差し支えない。

イ 見積書(A4 版様式任意)・・・正本 1 部・副本 8 部

※1 別紙「久喜市合併10周年記念映像作製等業務委託仕様書」による見積金額(3の(4)で示す委託上限額以内で)を記入すること。

※2 正本 1 部のみ契約権限者印を押し、副本 8 部は複写可とする。

- (2) 提出期限 令和元年 7 月 5 日(金)正午必着
- (3) 提出方法 持参すること(郵送、電子メール、FAX は不可)
- (4) 提出先 久喜市環境経済部久喜ブランド推進課
〒346-0192 埼玉県久喜市菖蒲町新堀 38
TEL 0480-85-1111
FAX 0480-85-7544

担当 久喜ブランド推進係 染谷、福田

9 8の(1)の企画提案書等作成時の留意事項

- (1) 久喜市の合併10周年を記念し、久喜市が誕生してから10年間の主な出来事や風景の移り変わり、地域の歴史など、そして現在の久喜市の姿を紹介する映像を作製し、市内外に広く公開することで、さらなる久喜市の認知度向上と市民の郷土愛の醸成を図ることができるような内容とすること。
- (2) 8の(1)アには、次の事項を記載すること。
久喜市合併10周年記念映像のタイトル
- (3) 社名、代表者名、ロゴ、事業者名等の企画参加者名を連想させる事項は一切記載しないこと。
- (4) 企画提案書等については、各1部ずつをまとめてファイルに綴じて封入のうえ提出すること。(封入方法については、別紙4企画・見積書等提出の際の注意事項を参照のこと)
- (5) 通しページを記入すること。

10 質問の提出方法等

企画提案書等提出に伴う本実施要領及び仕様書に係る質疑は、質問書(様式 6)を提出すること。

- (1) 提出期限 令和元年6月26日(水)正午必着
- (2) 提出方法 電子メールで提出すること。提出の際、必ず送信の旨を電話連絡すること。
- (3) 電子メールアドレス kukibrand@city.kuki.lg.jp
- (4) 回答方法 提出された質問に対する回答は、8の(2)の前日までに、久喜市ホームページにて公表する。なお、個別の回答は行わない。

11 審査

久喜市PRビデオ作製等業務委託事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置し、企画提案の審査を行うものとする。ただし、見積提示金額が3の(4)で示す委託上限額を超えている場合は、その企画提案は受付しない。

なお、選定委員会において、企画・見積書等(8の(1)ア及びイ)を開封するため、企画・見積書等は別途封入のこと(封入方法については、別紙4企画・見積書等提出の際の注意事項を参照のこと)。プレゼンテーション提出要請者は5者程度とし、応募者多数の場合は、一次審査(書類審査)を実施。5者程度に絞り込んだ後、二次審査を実施するものとする。

- (1) 選定委員会は非公開とする。なお、委員は以下のとおりとし、委員に事故があ

るときは、委員長の許可を得て代理の者を出席させることができる。

(◎…委員長、○…副委員長)

- ア 一次審査…◎久喜ブランド推進課長、○久喜ブランド推進課課長補佐、久喜ブランド推進係長、久喜ブランド推進係担当者
- イ 二次審査…◎環境経済部長、○環境経済部副部長、庶務課長、企画政策課長、農業振興課長、久喜ブランド推進課長、生涯学習課長、文化財保護課長

(2) 審査項目については以下のとおりとする。

- ア 業務経歴
- イ 業務実施体制
- ウ 企画提案書
- エ 見積金額

(3) 一次審査について

- ア 日時 令和元年7月11日(木)
- イ 場所 埼玉県久喜市菖蒲町新堀38 久喜ブランド推進課執務室
- ウ 審査項目 11の(2)の全項目について書類審査

(4) 二次審査(企画提案書に関するプレゼンテーション)について

- ア 日時 令和元年7月23日(火) 午後1時30分～
- イ 場所 埼玉県久喜市菖蒲町新堀38 菖蒲コミュニティセンター第3集会室
企画提案書を基に選定委員に対し、プレゼンテーションを行い、質問事項に回答をすること。当日の追加資料の配布など、事前に提出された企画提案書以外の資料を使用するの説明は不可とする。ただし、事前資料を見やすく拡大したもの等は使用できるものとする。

ウ 審査項目 11の(2)の全項目についてプレゼンテーションを受け審査

(5) 二次審査の注意事項

- ア プレゼンテーションは、1業者ごとに下記(ア)、(イ)の順で行うものとする。
 - (ア) プレゼンテーション 20分以内
 - (イ) 質疑応答 10分以内
- イ 会場内に入室できる出席者は、3名(制作責任者、担当者)以内とする。
- ウ 会場設営(スクリーン、マイク、プロジェクター設置を含む)は久喜市で行う。

(6) 審査方法

ア 審査方法は、審査項目毎に評価点数の合計点数の高い者を上位として競う方法により行う。

イ 審査の経緯経過に関する質問等は、一切受け付けない。

(7) 評価基準等

ア 審査項目ア及びイの評価基準は、別紙1-1及び1-2のとおりとし、事務局が

評価点数を算出する。

イ 審査項目ウの評価基準は、別紙 2 のとおりとし、選定委員会が評価点数を算出する。

ウ 審査項目エの評価基準は、別紙 3 のとおりとし、事務局が比例配分方式により評価点数を算出する。

(8) 契約予定者の選定

審査の結果、評価点の合計が最も高い事業者を契約予定者として選出する。ただし、評価点が高同点の事業者が複数ある場合は選定委員会の委員の多数決により選定する。また、参加事業者が1者の場合でも選考を実施するが、審査項目ウの評価点最低基準(120点)を満たさなかった場合は、再度公募を行うものとする。

(9) 選考結果の通知

提出書類に基づき応募事業者の参加資格を審査し、当該審査の完了後、すみやかに応募事業者全員に対して審査結果を書面(普通郵便)にて通知する。なお、参加資格を満たさないと判断された事業者は、その理由について、通知をしたその日から5日以内に書面(様式自由)にて説明を求めることができる。ただし、審査結果に関する異議の申し立ては受け付けない。

12 提案者の無効又は失格

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) プレゼンテーションに欠席した場合
- (6) その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

13 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

本プロポーザルにより選定した受託候補者を相手方として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結する。

(2) 支払方法

業務完了時の一括払いとする。

(3) 結果の公表

契約締結後、選考結果を久喜市環境経済部久喜ブランド推進課において関

覧に供するほか、久喜市ホームページに掲載する。

14 その他

- (1) 企画提案に要する費用は、すべて参加申込者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は、採択・不採択に関わらず返却しない。
- (3) 採択された企画提案書の著作権は、久喜市に帰属する。
- (4) 企画提案書等すべての提出書類の作成経費や旅費等の必要経費等は、全て提出者の負担とする。
- (5) 事業実施により完成した「久喜市合併10周年記念映像」のデータは、久喜市にデジタルデータとして渡すものとし、成果品に関する一切の権利(原版及びデータの所有権並びに印刷物の著作権等)は、久喜市に帰属するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等(以下「権利留保」という。)については、受託者に留保するものとし、この場合、久喜市は、権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。
- (6) 企画提案書等の提出は、1者1提案とする。
- (7) 企画提案書等を受理した後は、その追加及び修正は認めない。
- (8) 企画提案書等は、委託業者の選定作業以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- (9) 企画提案書等は、委託業者の選定を行うに当たり必要な範囲において複写することがある。
- (10) 業務内容は、採択された提案書の内容によるものとするが、久喜市との協議により変更・修正を加える場合がある。
- (11) 当該案件に関する事項について、電話又は口頭による問い合わせには一切回答しない。
- (12) 当該事業の実施にあたり、契約者は、久喜市が所有する写真等のデータを貸与する場合がある。
- (13) 提出された書類等は、原則情報公開の対象とする。
- (14) 本プロポーザルは、あくまでも当該業務の契約の相手方となる候補者を選定するものである。
- (15) 本プロポーザルは、企画・提案能力のある事業者を特定するものであるため、事業者特定後、双方の協議のうえ業務の詳細についての仕様を定める。

15 事務局

事務局は、久喜市環境経済部久喜ブランド推進課に置く。

久喜市環境経済部久喜ブランド推進課

〒346-0192 埼玉県久喜市菖蒲町新堀 38

TEL 0480-85-1111

FAX 0480-85-7544

担当 久喜ブランド推進係 染谷、福田

16 スケジュール(予定)

令和元年6月3日(月)から 令和元年6月17日(月)まで	公募型プロポーザル告示(15日間) (実施要領・仕様書の配布期間)
令和元年6月17日(月)	参加申込書等の提出期限
令和元年6月20日(木)までに	参加申込書等審査結果通知の発送
令和元年6月26日(水)正午	仕様書に関する質問書提出期限
令和元年7月5日(金)正午	企画提案書等の提出期限
令和元年7月11日(木)	一次審査(書類審査) 一次審査結果通知
令和元年7月23日(火)	二次審査(プレゼンテーション審査)
令和元年7月31日(水)までに	企画提案者への結果通知
令和元年8月9日(金)	契約の締結
契約締結後 ～令和2年1月中旬	打ち合わせ～編集～校正
令和2年1月31日(金)	納品期限